



当社では、新規事業計画により来年から使用を予定している商標があり、商標出願を検討しています。できるだけ早期に商標登録したいと考えていますが、まだ商標の使用の準備が具体的に進んでおらず、早期審査を申請することができません。早期審査の他に何かよい方法はないでしょうか？

(埼玉県 H. M)



### 1. 早期権利化の方法

貴社が商標出願について早期に審査結果を得る方法としては、「早期審査の申請」と「ファストトラック審査」の二種類が考えられます。

早期審査の適用があれば出願から約1～2カ月で審査結果を得ることができます。しかし要件として、「既に出願商標をその指定商品等に使用している、または使用の準備を相当程度進めている」ことが必要ですので、ご質問内容を考慮すると、貴社がこれから行う商標出願について早期審査の適用を受けることは難しいでしょう。

一方、「ファストトラック審査」は、対象案件について、出願から約6カ月で最初の審査結果通知を行う審査運用であり、出願商標を使用して（または使用の準備を相当程度進めて）いなくても、一定の要件を満たせばその適用を受けることができます。なお、早期審査を受けようとする場合は申請が必要ですが、ファストトラック審査は要件を満たす出願が自動的に対象となるため、申請は不要です（したがって、当然、申請手数料もなし）。また、通常案件に係る一次審査通知までの期間は平均12カ月程度ですので、ファス

トトラック審査により、6カ月以上早く審査されます。

貴社の現状を踏まえると、ファストトラック審査の適用を目指して出願することが望ましいと思います。

### 2. ファストトラック審査の要件

ファストトラック審査の対象案件となるには、商標出願が下記の①および②の両方の要件を満たしている必要があります。

- ① 出願時に、「類似商品・役務審査基準」「商標法施行規則」または「商品・サービス国際分類表（ニース分類）」に掲載の商品・役務（以下、基準等表示）のみを指定している商標出願
- ② 審査着手時までに指定商品・役務の補正を行っていない商標出願

### 3. 注意点

① 以下の出願はファストトラック審査の対象外です。

- ・新しいタイプの商標に係る出願
- ・国際商標登録出願
- ・令和2年4月1日以降出願の立体商標の一部（「店舗等の外観・内装からなる立体商標」または「商標の詳細な説明の記載を有する立体商標」

に係る出願）

② 出願の指定商品・役務の表示が、基準等表示以外の商品等である場合は対象になりません。下記のケースは、ファストトラック審査の対象外ですので、ご注意ください。

- ・特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で公表している「審査において採用された商品・役務名」を指定商品・役務とする場合
- ・基準等表示と少し異なる商品・役務を指定商品・役務とする場合（例：第41類「セミナーの企画・運営又は開催」（類似商品・役務審査基準）の表示に対して、指定役務が第41類「セミナーの企画・運営」とする場合）

### 4. まとめ

貴社がこれから行う商標出願が、新しいタイプの商標等に係る出願でなければ、その指定商品等の表示を、基準等表示のみとすることにより、ファストトラック審査が適用され、早期に審査されることになります。基準等表示に該当するかどうかは、J-PlatPatで確認することができますので、参考にしてください。